

キャプティブ子会社、非関連者基準満たさず

地裁 関連者に係る収入保険料、他社へ出再した金額控除せず

原告のキャプティブ保険子会社が、外国子会社合算税制（CFC税制）の非関連者基準を満たすか（非関連者からの収入保険料が50%を超えるか）否かが争われた事案で、東京地裁民事2部（衣斐瑞穂裁判長）は令和8年5月14日、キャプティブ子会社は非関連者基準を満たしていないとして、CFC税制を適用した原処分を適法とする判決を下した。

原告は、キャプティブ子会社の関連者に係る収入保険料は再度の再保険契約により出再した金額を除くべきと主張したが、東京地裁は、非関連者基準の趣旨によれば、外形的法律関係と異なる事実等に基づき収入保険料を認定すべきではなく、関連者に係る収入保険料の全額が収入保険料として扱われると判断した。

非関連者基準の趣旨・外形的法律関係に基づき、全額を収入保険料とすべき

事案の概要は図のとおり。原告は、H社との間で、保険の対象を原告及び関連者の所有建物等とする火災等保険契約を締結した（本件各元受保険契約。図の①）。B社は、他の保険会社を経由して、本件各元受保険契約の保険リスクのほぼ全てを受再（図の②）し、原告のキャプティブ保険子会社であるS社に出再（引き受けた保険責任を再保険として他の保険会社に移転すること。図の③）した。S社は、引き受けるリスク及び損失の81%をC社に出再（図の④）し、C社との間で、C社に出再された全ての再保険のうちの一部をS社が受再する再々保険契約（図の⑤）を締結した。

原告は、S社は、再保険契約により関連者から引き受けたリスクの一部を再度再保険契約により出再し、代わりに非関連者からのリスクを引き受ける保険契約を締結したとして、「各事業年度の収入保険料」に当たるの

は、関連者に係る収入保険料のうち再度の再保険契約により出再した部分を除いた金額とすべき（B社からの再保険料収入は③の金額から④の金額を控除した金額）と主張した。

受再契約と出再契約はそれぞれ別個の契約

これに対し東京地裁は、本件非関連者基準について、「保険業に関する法律上、事実上の行為のうち、保険業の経済的基盤を成し、客観的、外形的事実として把握することが可能な保険料収入に着目し、保険料収入のうち関連者以外の者から収入するものが過半を占める外国関係会社は、当該外国関係会社がその地にいる経済的合理性を認めて、措置法66条の6第1項の適用の対象から除外する趣旨に出たもの」との解釈を示した上で、本件非関連者基準にいう「収入保険料の合計額」は、保険業を営む外国関係会社が、当該保険業に基づいて収受する保険料の総額をいうものとの考えを示した。